

## 第5章 調査結果（関係機関ヒアリング）

### 1. ヒアリング調査の実施概要

ヤングケアラー支援に必要な視点、取組状況や課題等を把握し、支援策を検討するため、ヤングケアラーの支援に関わりのある機関及び学校を対象に、ヒアリング調査を実施した。

#### （1）調査対象

区分	対象	対象数
関係機関	久留米市地域包括支援センター	計 5ヶ所
	久留米市民生委員児童委員協議会	
	久留米市障害者基幹相談支援センター	
	久留米市生活自立支援センター	
	NPO法人(子ども関係)	
学校	アンケート調査を踏まえ、ヤングケアラーの支援策の検討において参考となる取組や事例がある 小学校、中学校、高等学校	計 5ヶ所 小学校 2校 中学校 1校 高等学校 2校

#### （2）ヒアリング項目

番号	内容
1	ヤングケアラーとの関わり、把握・支援の状況 ・貴校・団体では、ヤングケアラーとどのように関わっていますか。把握や支援の状況をお聞かせください。 ・具体的に関わった主な事例の内容をお聞かせください。（特徴的な事例（一事例）について、把握から支援までの経緯をお聞かせください。）
2	ヤングケアラー支援上の課題 ・貴校・団体がヤングケアラーに関わる際に難しい点や課題だと感じていることはありますか。
3	ヤングケアラー支援として必要なこと ・上記の課題を解決するためにはどのようなことが必要だと思いますか。 ・貴校・団体としての取組だけでなく、行政やその他関係機関、地域等の取組として必要だと思うことについてもお聞かせください。

### 2. ヤングケアラーとの関わり、把握・支援の状況

#### （1）久留米市地域包括支援センター

- ・高齢者支援の相談対応において世帯状況や介護力を把握する中で、ヤングケアラーを把握することがある。
- ・高齢者支援を孫がしている場合、経済的支援や介護の負担軽減に向けた高齢者への必要なサービス導入を行うなどの支援をしている。

#### （2）久留米市民生委員児童委員協議会

- ・ヤングケアラーを把握したことの少ない民生委員、児童委員が大半。
- ・ヤングケアラーだと思われる児童生徒に関する情報が入ることはあるが、積極的な実態把握や支援につなげるなどの動きはできていない状況。
- ・ヤングケアラーだと思われる児童生徒に関する情報は、学校との情報共有の場を経由して知ることが多い。

#### （3）久留米市障害者基幹相談支援センター

- ・障害者支援の相談対応において世帯状況の把握が進むと、ヤングケアラーだと思われる人が発覚するケースが大半。
- ・子どもが不登校だったり生活リズムが昼夜逆転していたりすると、発覚しやすい。
- ・親に障害があり、世帯支援のための相談を行う最中で把握することもある。
- ・家事サービスや日中の居場所の支援、親の気持ちの支援などを実施。

#### （4）久留米市生活自立支援センター

- ・生活困窮者支援の中で、世帯状況の把握が進むとヤングケアラーの把握に至るケースがある。
- ・家計相談や食糧支援、家庭子ども相談課担当との連携による自宅訪問、祖父母との面談や関係機関への相談同席などの支援を実施。
- ・子どもが通訳のために母親に付き添っているなどの、外国人家庭のケースもある。

#### （5）NPO法人（子ども関係）

- ・久留米市からの委託事業のため、家庭環境の把握がしやすいことに加え、子ども達の口から直接話を聞く機会も多い。
- ・来ている子ども達はそれぞれ家庭環境が異なるが、何かしらの課題を抱えているケースが大半であり、子ども達同士の会話でもヤングケアラーだと思われる発言が多く見られる。
- ・家庭や学校でコミュニケーションを取る機会のない子ども達の居場所として機能。
- ・進路相談や奨学金に関連する手続きのサポートなどの支援をしている。

（6）市内小学校

- ・ 普段のコミュニケーションによる児童本人からの聞き取りや他の保護者からの報告で、情報を入手。
- ・ 低学年の場合は、給食時の会話などからも情報が入ることがある。
- ・ いじめ対策として、月次でアンケートを行っており、その中で違和感があった際は本人や保護者に確認する。
- ・ 家庭訪問で状況を把握できるケースもあり。
- ・ 下のきょうだいから情報が入ることが多く、まだ把握に至っていないヤングケアラーがいる可能性もある。
- ・ ヤングケアラーの児童については、きょうだい関係の担任も含めた教員等でケース会議を行い、見守りに関する役割分担を決める。ケース会議は月次で開催。

（6）市内中学校

- ・ 基本的な情報共有は、学級・学年会・生徒指導部会で実施（週次）。
- ・ 定期的に学校を休むことや、作文の内容で家庭環境について触れていることから、ヤングケアラーの可能性が浮かんだケースがある。

（7）市内高等学校

- ・ 三者面談、本人の動向、中学校からの情報引継ぎ、行政からの情報、県が指示する学校生活に関する月次のアンケート、などから把握。
- ・ 1年生は全員 SC との面談を必須としているため、そこから情報が入ることもある。
- ・ 学内では週次の連絡会で情報共有。
- ・ 本人がヤングケアラーか不明なため、クラス面談、学校生活アンケートや学校生活の様子から把握を進めている。
- ・ 通学の状況や身だしなみ等からもヤングケアラーの可能性があると推測。
- ・ SC とのカウンセリングを本人が希望して、発覚したケースもある。
- ・ SSW と連携し、中学生のきょうだい経由で状況把握。

### 3. ヤングケアラー支援上の課題

#### （1）久留米市地域包括支援センター

- ・ヤングケアラー本人の思いを引き出すことが課題。家族の世話をすることが当たり前だと思っている当事者も多く、ケアマネジャーが把握しても介入や支援につなげられない。
- ・公的サービス制度では生活が支えきれない中、ヤングケアラーの存在が必要な支援者となり得ている状況があることも事実であり、世帯支援という観点で何がベストなのかを判断することは難しい。
- ・本来介護を担うべき大人に適切な判断能力がないなどの支障がある状況が多く、サービス導入に向けた介入を拒否されることもある。
- ・親と子どもの意向が異なる場合、意見のすり合わせが必要。
- ・支援をする上での旗振り役が世帯やケースによって異なり、誰が旗振り役を担うのかの決定も課題。
- ・学校が違和感を覚えているにもかかわらず、連携体制が整備されていない。

#### （2）久留米市民生委員児童委員協議会

- ・不登校の児童生徒がいたとしても、学校がなぜ不登校なのかを調べることに限界がある。
- ・ヤングケアラーだと思われる児童生徒のいる家庭は家庭訪問にも対応しないことが多いため、地域で状況を知ることが難しい。
- ・学校生活に問題がないヤングケアラーの場合、発見することがとても難しい。
- ・当事者が自分をヤングケアラーだと認識していないこと、支援を望んでいないことも課題。

#### （3）久留米市障害者基幹相談支援センター

- ・当事者自身にヤングケアラーだという認識がない。
- ・家庭の中で当然に与えられた役割を全うしており、当事者にとっての存在意義となっているように見受けられるケースもある。
- ・ヤングケアラーという単語がネガティブワードであるため、家族の世話をしている当事者のマインドへの悪影響が懸念される。
- ・障害のある方がいる世帯ほど家族の協力が必要な状況下で、ヤングケアラーだという判断をすることは難しい。
- ・障害に対する受容がなかったり福祉サービスを拒否されたりすると、介入・支援が難しい。
- ・世帯員の病気や障害、困窮に加え、家族間の関係性も影響するなど、複数の課題が複雑に絡み合っている。

（4）久留米市生活自立支援センター

- ・実態把握のための関係性構築や、声掛けが難しい。
- ・周囲の理解や認識の不足、偏見などにより、当事者が身近な人に相談できない状況にある。
- ・アドバイスなどで当事者をさらに追い込んでしまう可能性がある。
- ・早期発見が難しく、課題が表出しないまま 80-50 問題に発展してしまう。
- ・本人も周囲も「家族の世話をしている良い子」と認識しているため、何が課題かつかみにくいケースもある。
- ・不登校となっていない子もいるため、支援が必要なのか、判断する基準が曖昧。

（5）NPO法人（子ども関係）

- ・当事者がヤングケアラーだという意識が全くないことの方が多い。
- ・お手伝いと境界線が曖昧で分かりにくく、保護者はお手伝いをさせているという認識であることも多い。
- ・昔は上のきょうだいが下のきょうだいの面倒を見ることが当たり前であったことや、女の子は家事を学ばなければならないなどジェンダー差別に関わる問題もあり、大人の認識も課題である。
- ・当事者に不満はあっても親に伝えられなかったり、進路について話ができなかったりなど、保護者との関係性が大きな課題であるケースも多い。
- ・当 NPO 法人に行ったことで、当事者が保護者に対して意見をできるようになると、保護者が利用を禁止する可能性もあり、当事者たちの居場所として機能している当 NPO 法人が積極的に家庭環境に介入することは難しい。

（6）市内小学校

- ・教職員がヤングケアラーではないかと気付いても、保護者が認識していない、教職員からのやり取りを断るため、学校としてもできることに限りがある。
- ・PTA などでヤングケアラーに関する啓発を行っても、ヤングケアラーだと思われる児童の保護者が参加する可能性は低い。
- ・保護者が家庭の弱みを表に出せない。
- ・子ども自身が親の心の不調などを話したくないため、SOS を出せない。
- ・ヤングケアラーだと思われる不登校の児童がいても、本人が「家にいたい」と言うためそれ以上のアクションが難しい。
- ・当事者の年齢が上がるにつれて自分の家庭の状況を言い出しにくくなる。

（6）市内中学校

- ・本人から SOS が出ず、保護者も介入や支援を拒むことから難航。
- ・本人が、自分がヤングケアラーだと思われていると知ることによって傷ついてしまう可能性があるため、本人自身がヤングケアラーだと認識しているかを知る方法がない。

### （7）市内高等学校

- ・当事者が自覚していない。
- ・当事者の背景問題がケースバイケースかつ複雑で把握が難しい。
- ・行政につながると困るという当事者もいる。
- ・保護者との接点確保や意向の確認が難しい。また、精神疾患のある保護者の場合は、支援に非協力的で壁となることもある。
- ・SSWの派遣頻度が不定期のため、不足することがある。
- ・居留守を使われるなど、保護者との接点確保が難しく、状況把握が困難（他にも同じような状況の生徒がいる可能性もある）。
- ・保護者が拒否すると支援につながらない。
- ・虐待と異なり、強制権がないため、地道に働きかけるしかない。

## 4. ヤングケアラー支援として必要なこと

### （1）久留米市地域包括支援センター

- ・ヤングケアラーや複合的課題を抱えた世帯の早期発見が重要。
- ・当事者に声を上げてもらうために、ヤングケアラーという概念を周知。
- ・高齢者介護からヤングケアラーを発見するために、学校で児童生徒に対して地域包括支援センターを周知。
- ・ヤングケアラーの支援だけでなく、介護を担っている家族との関係性を築き、思いを引き出すようなアプローチをする。
- ・ヤングケアラーの人となりをよく知る人（思いを代弁できる人）との情報共有。
- ・支援を必要とする世帯に関わる関係機関の役割の把握や情報共有、ケース会議を行うことで、介入の仕方を決める。

### （2）久留米市民生委員児童委員協議会

- ・保護者の意識確認を始め、学校・地域・専門知識を持った人が連携して対応することが重要。

### （3）久留米市障害者基幹相談支援センター

- ・世帯を取り巻く課題を整理し、一つ一つ解決に向けて取り組むこと。
- ・世帯支援と個別支援の両方の視点を持って支援。
- ・関係機関との役割分担と連携。発見・把握した際に相談できる体制、支援のチーム作りができる体制の構築。
- ・SSWの配置を増やす（担当が多忙により、気付けないこともあるため）
- ・当事者や世帯の困り感を聞いて、価値観を広げる啓発。

### （4）久留米市生活自立支援センター

- ・本人だけの支援ではなく、世帯に対する支援が必要。
- ・親と子どもそれぞれに支援者がついている場合、情報共有が重要。
- ・関係者たちが認識をすり合わせる機会。
- ・元ヤングケアラーによる相談窓口の設置。
- ・相談する際、支援員は、本人が自分自身の意思で自立に向けて行動する支援を行っていることを理解してもらったり、周囲の偏見をなくす啓発などをしたりすることで、当事者が自分自身の意思を発信できる環境を整える。
- ・相談例と相談機関の周知。

### （5）NPO法人（子ども関係）

- ・刷り込まれた考えを一つの団体や個人が書き換えることはとても難しく、実際にできることは子ども達から聞いた話を否定しすぎないように気を付けながら、違う考え方もあることを少しずつ教えていくこと。
- ・学校が取り組んでいるお手伝い週間のようなものを廃止する。お手伝いは強要するものではなく、自発的に行うもの。小学生のうちからお手伝いをすることが当たり前という認識にさせ、それがエスカレートしてヤングケアラーにつながる可能性もある。
- ・行政と連携することで、保護者とのやり取りや働きかけができる体制づくり。
- ・当 NPO 法人以外にも当事者たちの居場所があると良い。

### （6）市内小学校

- ・教職員に対する、ヤングケアラー把握時の対応等の周知徹底。
- ・明確な基準によるヤングケアラーの認定があれば、外部につながりやすい。
- ・当事者から発信してもらえるように周知。
- ・学校が踏み込むことは難しく、地域の方が実態を把握しやすい面もあると思われる。
- ・当事者が自覚して支援を希望したときの対応を知りたい。（今回ヒアリングまで、市にヤングケアラーの窓口があるという認識がなかった）
- ・精神科の病気のある保護者の場合、病院から相談してもらえると実態把握、支援が進めやすい。

### （6）市内中学校

- ・当事者がヤングケアラーであることを知られることを嫌がるため、ヤングケアラーが変なことではないと思ってもらえる意識作りが大切。
- ・家庭教育（家で解決すべきこと）と外部の支援を求めるべきことの住み分けをはっきりとさせる。

### （7）市内高等学校

- ・好事例の見える化。具体的な相談先や受けられる支援を知りたい。（学校側が具体的にできる方策の引き出しとなることに加え、当事者が声を上げるきっかけとなるツールになるようなチャート式のイメージ図などがあると良い。）
- ・児童相談所以外で数日間逃げることでできるシェルターのような場所。
- ・ヤングケアラーか断言できない生徒を相談できる体制。
- ・市に相談することでカウンセリング以外にどのような支援を受けられるのか、教えてほしい。